

(協議第1号)

令和7年度伊豆の国市地域公共交通計画事業実施状況の評価について

(伊豆の国市企画財政部政策企画課)

協議の趣旨

令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」一部改正に伴い、同法第7条の2の規定に基づき、地域公共交通計画を作成した場合には、毎年度、施策の実施の状況について、評価等を行うよう努めることとされています。

当市では令和6年度から、同法に基づき策定した「伊豆の国市地域公共交通計画」を推進しており、本計画において、毎年、前年度事業の確認及び評価を行っております。

つきましては、本会議において令和7年度事業の評価を行い、主務大臣に評価結果を送付します。

<参考>

・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(地域公共交通計画の評価等)

第七条の二 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合には、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。

伊豆の国市地域公共交通計画（令和6年3月策定）

【基本方針】

豊かで快適な暮らしを人のつながりで支える公共交通
～協働によるきめ細かな交通システムを目指して～

目標1：地域公共交通の利用者の増大

目標2：交通ネットワークの最適化

目標3：市民主体による交通手段の構築

目標4：誰もが外出しやすい環境づくり

目標5：来訪者も利用しやすい交通手段の充実

5つの目標を達成するための
事業と評価指標を設定



主な取組

自主運行バス（亀石峠―修善寺駅線）の代替手段検討

目標 2 及び 目標 3

○概要

利用者の減少、運行経費の増加、さらにドライバーの労働時間等の見直しにより、路線維持が難しい当路線について、【公共ライドシェア】と【通学支援バス】への転換を検討している。

○実施状況

- 地域住民で構成された検討会を立ち上げ、2ヶ月に1回程度で会議開催（令和6年3月～令和7年3月、合計6回開催）
- 市長座談会「市長と語ろう」、区の総会で検討状況を地域住民へ周知
- 沿線の山間地域（大仁東地区）を対象にしたアンケート調査を実施
- 伊豆の国市地域公共交通会議で当該地域を「交通空白地」として協議、承認



▲市長座談会の様子

大仁東地区における公共ライドシェア実証運行

目標 3

○概要

【公共ライドシェア】の導入を目指し、その効果や課題等を検証するため、無償による実証運行を行った。

○実施状況

- 浮橋、田原野、長者原、下畑の住民を対象に、約1ヶ月間実施（11月10日～12月19日）
- 区域内の自宅と区域外の駅、病院、商業施設との間を不定路線で定時に運行
- 交通空白地有償運送運転者講習を受講したドライバー16名を採用

運行回数	利用者数
49回 (うち乗合4回)	65人



▲利用者募集チラシ



▲出発時の様子

通学支援バスの実証運行

目標 4

○概要

児童・生徒が円滑な乗降が出来るかを確認するとともに、運行間隔の適正さを検証するための実証運行を行った。

○実施状況

- 保護者、学校など関係各所と運行内容等を協議
- 令和8年1月23日 実証運行を実施
- 令和9年4月からの運行開始を目指し、準備中



▲実証運行の様子▲



バスの乗り方教室の開催

○概要

市民にバスを身近に感じてもらい、バスを利用するきっかけを作ることを目的に講習会を開催している。

○実施状況

令和5年	6校	374人
令和6年	3校	124人
令和7年	5校	212人



▲▲実施の様子

公共交通マップの配布

目標 1

○概要

市民が気軽に地域公共交通の情報を接することができるよう、市内の鉄道やバス等の情報を掲載した公共交通マップを配架している。

○実施状況

高齢者、転入者等に配布

初版	
平成31年	20,000部
増版	
令和4年	7,500部
令和5年	4,000部
合計	31,500部

公共交通マップ▶



レンタサイクル、シェアサイクルの充実

目標 5

○概要

個別輸送ニーズに対応するレンタサイクルやシェアサイクルの整備を促進することで、地域住民のみならず来訪者も利用しやすい移動手段の確保を図る。

○実施状況

市内のサイクルポート設置数 23箇所
(長岡温泉エリアマネジメント)
設置車両数 70台

サイクルポート▶



計画目標・評価指標・目標値		達成状況（令和6年度～令和10年度）				考 察	今後の取組方針
		基準年度 (R4)	1 年目 令和 6 年度 (R5 実績)	2 年目 令和 7 年度 (R6 実績)	3 年目 令和 8 年度 (R7 実績)		
1. 地域公共交通の 利用者の増大	市民 1 人当たりの公 共交通利用回数 11.0回/人	9.6回/人	10.3回/人	8.9回/人	9.0回/人 (未達)	コロナ禍後、回復基調であったが、減便等により利用者数が減少している。 市町を跨ぐ民間路線バスの減少数が大きいため、県やバス事業者と連携した取り組みが必要である。	【事業者との協働による利用促進】 ◆ バスの乗り方教室の開催継続 ◆ 公共交通マップの改訂 ◆ 免許返納者に対するタクシー・バス、鉄道利用券の交付 ◆ ホームページや広報誌による市民向け情報発信の充実
2. 交通ネットワークの 最適化	公共交通の徒歩圏入 口カバー率 79.6%	77.2%	76.9%	76.9%	76.9% (未達)	令和 7 年度にバス停の新設や運行区域の拡大がなかったため、数値の増減なし。 区域全域をカバーする公共交通が必要であり、交通空白地でのデマンド交通の導入に向けた取組を進めている。	【交通ネットワークの最適化】 ◆ 地域、学校関係者との意見交換を踏まえた路線バス等の運行内容の見直し ◆ 市民生活に必要な路線の維持を目的とした事業者への補助継続 ◆ 市内全域における公共交通利用状況の把握と新規の交通手段導入を検討
3. 市民主体による交 通手段の構築	① 市民主体による交 通手段の延べ件数 5 件 ② 地域との協議回数 140回/5年	3件	3件	3件	3件 (未達)	大仁東地区の公共交通再編の取組が始まり、当該地域に係る協議が活発となった。 そのほかにも、定期的に住民との委員会や検討会を開催しており、住民が主体となる公共交通の導入、維持を支援する。	【地域との対話による実情の把握及び市民主体の交通手段の導入】 ◆ 交通空白地における座談会等の開催 ◆ 地域交通にかかわる地域主体の体制構築、及び活動支援 ◆ 地域資源の調査及び活用、先進事例の視察・研究
4. 誰もが外出しやす い環境づくり	①ユニバーサルデザイン (UD)車両導入率 70.0% ②福祉タクシー券の利 用率 75.0%	52% 67.1%	53.2% 67.6%	55.1% 66.2%	57.5% 66.3% (未達)	事業者が計画的に車両を更新しているため、導入率増加。タクシー券の交付枚数は増加しているが、利用率は減少した。 事業者の協力により、高齢者等の外出を継続的に支援する。	【移動制約者※に対する支援の拡充】 ◆ 遠距離通学者に対する支援（定期券、燃料費の補助、通学支援バスの導入） ◆ 高齢者、障がい者に対するタクシー・バス・鉄道利用券の交付 ※ 公共交通が不便な地域に居住する高齢者、子ども、障がい者等
5. 来訪者も利用しやす い交通手段の 充実	①観光客の公共交通 利用率 30.0% ②レンタルサイクル・シェアサイクルの利用者数 7,920人	22% 7,197人	22.7% 7,067人	19.2% 13,472人	－ 16,962人 (達成)	来訪時の公共交通利用者の割合が減少、自家用車利用率は増加している。 公共交通やシェアモビリティールを利用した市内周遊プランの周知を推進する必要がある。	【多様化する移動ニーズに対する個別移動手段の整備】 ◆ サイクルポート設置を推進 ◆ 公共交通マップを活用した移動手段の紹介 ◆ 旅館等による周遊送迎の需要の把握

資料 1
添付資料

伊豆の国市地域公共交通計画の評価等結果（令和 7 年 4 月～8 年 3 月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
公共交通の利用者増大 （市民 1 人当たりの公共交通利用回数：11.0 回/人）	利用しやすいバス停留所等の環境づくり・バスロケーションシステムの利用促進・バスの乗り方教室の開催・市民向け情報発信の充実・運転免許証自主返納の促進	公共交通の延べ利用者数と住民基本台帳人口から算出	R 7 年度：9.0 回/人 （参考）R 6 年度：8.9 回/人 コロナ禍後、回復基調であったが、減便等により利用者数が減少している。	市町を跨ぐ民間路線バスの減少数が大きいため、県やバス事業者との連携した取り組みが必要である。	
交通ネットワークの最適化 （公共交通の徒歩圏人口カバー率：79.6%）	自主運行バスの運行内容の見直し・最適な輸送手段の検討及び導入・運転手の確保に向けた取組の推進・連携によるネットワークの強化	鉄道駅から 800m、バス停から 300m を徒歩圏内として算出	R 7 年度：76.9% （参考）R 6 年度：76.9% 令和 7 年度にバス停の新設や運行区域の拡大がなかったため、数値の増減なし。	区域全域をカバーする公共交通が必要であり、山間地域の区域運行導入に向けて取組を進めている。	
市民主体による交通手段の構築 （①市民主体による交通手段の導入件数：5 件、②地域との協議回数（累計）：140 回）	地域との交通手段の検討会の開催・地域主体の組織体制の構築・互助や共助による交通手段の導入支援・地域資源の調査、先進事例の研究	①地域主体で市と協働して導入した交通手段の延べ件数で算出 ②地域との座談会や意見交換会等の累積回数で算出	R 7 年度：① 3 件 ② 43 回（延べ 92 回） （参考）R 6 年度：① 3 件 ② 34 回 ①令和 7 年度増減なし。 ②大仁東地区の公共交通再編の取組が始まり、当該地域での協議が活発となった。	定期的に住民との委員会や検討会を開催しており、住民が主体となる公共交通の導入、維持を支援する。	

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
誰もが外出しやすい環境づくり (①ユニバーサルデザイン車面の導入数：70.0%、②福祉タクシー券の利用率：75.0%)	小中学生に対する通学支援・高齢者等に対する福祉タクシー券の交付・バス停留所の安全性と快適性の向上・バリアフリー化の取組充実	①市内で営業する交通事業者が導入しているUD車両数から算出 ②タクシー券の交付枚数と利用数から算出	R7年度：①57.5% ②66.3% (参考) R6年度：①55.1% ②66.2% ①事業者が計画的に車両を更新しているため、導入率が増加した。 ②タクシー券の交付枚数は増加しているが、利用率は減少した。	事業者の協力により、高齢者等の外出を継続的に支援する。	
来訪者も利用しやすい交通手段の充実 (①観光客の公共交通利用率：30.0%、②レンタルサイクル等の利用者数：7,920人)	レンタルサイクル、シェアサイクルの充実・個別輸送サービスの充実・Maas等新たな技術の導入検討	①「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」から算出 ②レンタルサイクル等の利用者の合計を算出	R7年度：①－ ②16,962人 (参考) R6年度：①19.2% ②13,472人 ①来訪時の公共交通利用者の割合が減少、自家用車利用率は増加している。 ②サイクルステーションの設置数増加等により、利用者数増加している。	公共交通やシェアモビリティツールを利用した市内周遊プランの周知を推進する必要がある。	

(協議第 2 号)

自家用有償旅客運送の登録の申請について

(伊豆の国市企画財政部政策企画課)

1 協議の趣旨

道路運送法では、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないと規定されています。しかしながら、バス・タクシーのみでは十分な移動サービスが提供されない過疎地域等においては、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた場合には、自家用自動車を用いた有償の運送ができることとなっています。

このたび、国土交通大臣の登録を受けるための申請を行うにあたり、地域公共交通会議による承認を得る必要があるため、協議させていただくものです。

なお、承認後は、様式 1—5 号「協議が調ったことを証する書類」を申請書の添付し、中部運輸局静岡運輸支局へ提出します。

2 対象地域の概況・公共交通の現況

(1) 対象地域：大仁東地区（浮橋、田原野、長者原、下畑）

世帯数 361 世帯 人口 777 人 《令和 8 年 4 月末現在》

(2) 公共交通の現況

- ・鉄 道 伊豆箱根鉄道駿豆線 最寄駅「田京駅」
- ・タクシー 伊豆箱根交通、寺山自動車、三島合同タクシー
- ・路線バス 東海バス（修善寺－亀石峠線）

3 運行概要（予定）

(1) 運 行 主 体： 伊豆の国市

(2) 種 別： 交通空白地有償運送

(3) 運送の区域： 大仁東地区（浮橋、田原野、長者原、下畑）

(4) 旅客の範囲： 大仁東地区（浮橋、田原野、長者原、下畑）に住所を有する者

(5) 利 用 料 金： 定額料金

1 乗車につき、1 人の場合 1,000 円/人、2 人以上の場合 500 円/人

(6) 運 行 日： 平日（土日祝日は運休）

(7) 使 用 車 両： 自家用自動車 11 台

(8) ドライバー： 13 人

4 伊豆の国市地域公共交通計画の位置づけ

目標 2「交通ネットワークの最適化」及び目標 3「住民主体の交通手段の構築」に基づく事業として取組を推進

令和 8 年 7 月 日

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

名 称 伊豆の国市
 (企画財政部政策企画課)
 住 所 静岡県伊豆の国市長岡 340 番地の 1
 代表者の氏名 伊豆の国市長 山下 正行

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

(名 称) 伊豆の国市 (企画財政部政策企画課)

(住 所) 静岡県伊豆の国市長岡 340-1

(代表者) 伊豆の国市長 山下 正行

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
伊豆の国市大仁東地区	浮橋、田原野、長者原、下畑

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
伊豆の国市役所	静岡県伊豆の国市長岡 340-1

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
伊 豆 の 国 市 役 所	保有			()			
	持込		※	11 台 (3 台)	※ ()	11 台 (3 台)	※
	合計			11 台 (3 台)		11 台 (3 台)	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

伊豆の国市大仁東地区（浮橋、田原野、長者原、下畑）に住所を有する者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

（必要に応じ関係資料を添付のこと）

8. （事業者協力型自家用有償旅客運送の場合）協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- （１）定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- （２）路線図
- （３）法第 79 条の 4 第 1 ～ 4 号に該当しない旨を証する書類
- （４）地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- （５）自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- （６）運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- （７）運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- （８）整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- （９）事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- （１０）自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

令和 8 年 7 月 日

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名 称) 伊豆の国市地域公共交通会議

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村) 伊豆の国市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 8 年 7 月 2 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
(名 称) 伊豆の国市 (住 所) 静岡県伊豆の国市長岡 340-1
(代表者) 伊豆の国市長 山下 正行

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

伊豆の国市大仁東地区（浮橋、田原野、長者原、下畑）

(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

定額料金 1 乗車につき、1 人の場合 1,000 円/人、2 人以上の場合 500 円/人

(3) 運送しようとする旅客の範囲

伊豆の国市大仁東地区（浮橋、田原野、長者原、下畑）に住所を有する者

6. その他特記事項

令和 8 年 7 月 日

伊豆の国市地域公共交通会議 会長 小池 正登

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

運送の主体（申請者名）	伊豆の国市
-------------	-------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 伊豆の国市役所

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	●● ●●	伊豆の国市××	安全運転管理者	○	
2					
3					

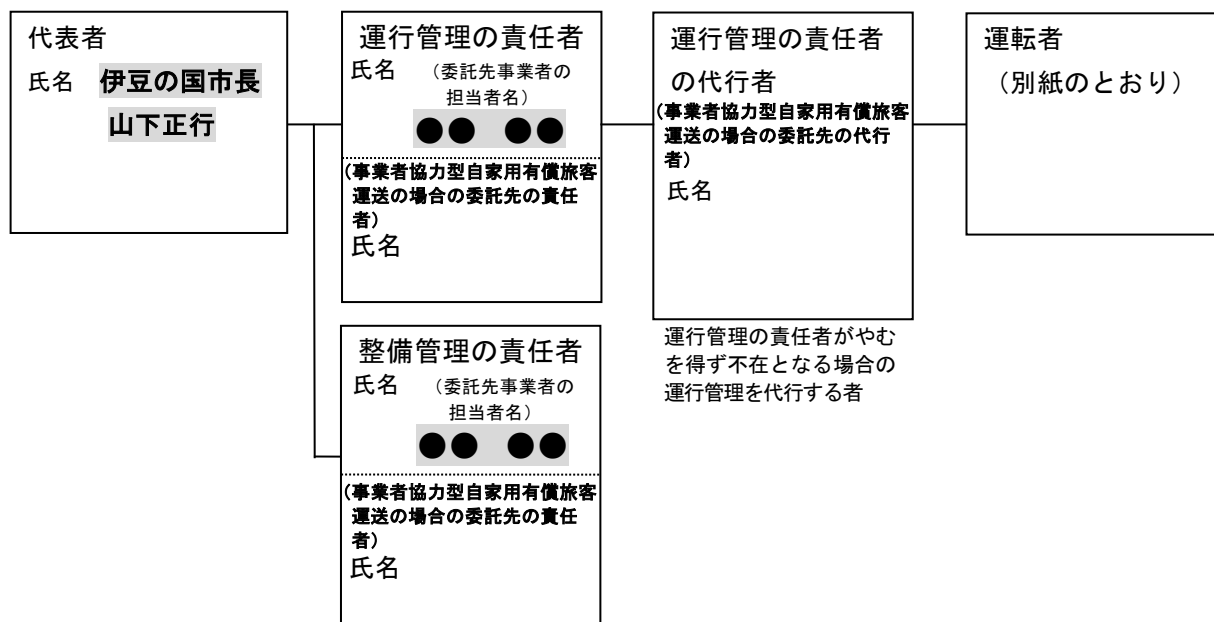
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

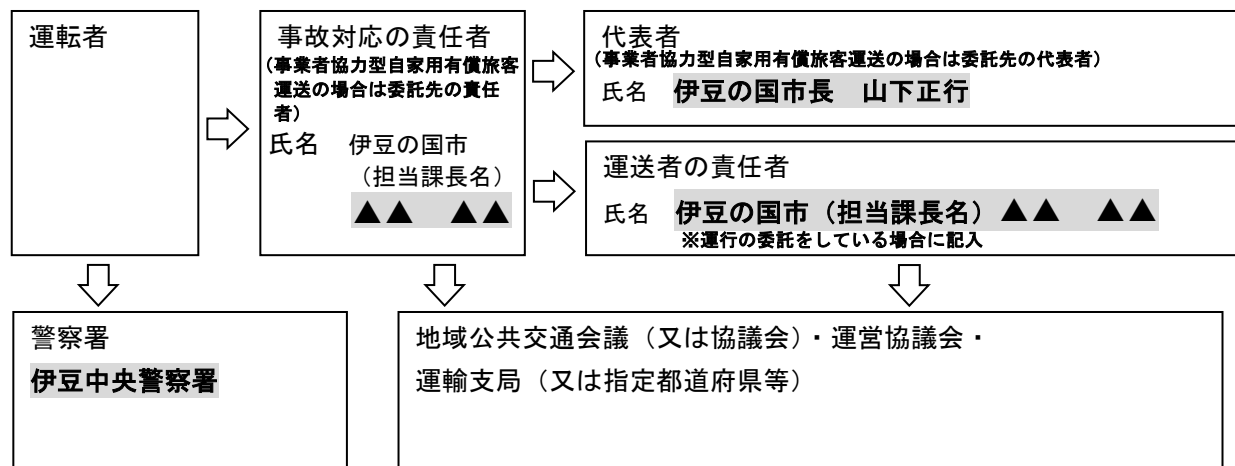
No	氏 名	住 所	協力
1	●● ●●	伊豆の国市××	
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

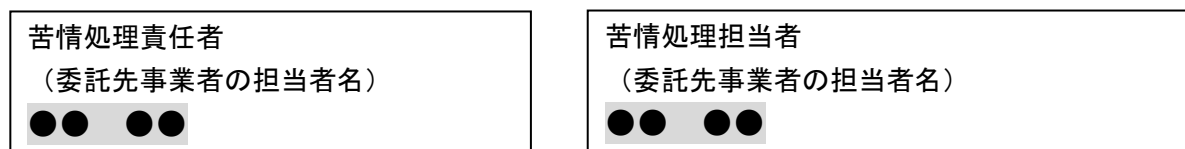
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



大仁東地区における 自家用有償旅客運送について

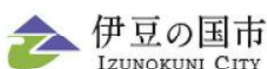


伊豆の国市 政策企画課

1

これまでの取組

- 令和6年 3月・地域住民の代表者による「大仁山間地の輸送手段を考える会」(以下「検討会」という。)を立上げ
・第1回検討会
- 5月・第2回検討会
- 7月・第3回検討会
- 8月・地域公共交通会議にて取組状況報告
- 9月・第4回検討会 ・4区合同(浮橋,田原野,長者原,下畑)の「市長と語ろう」にて検討会の経過報告
- 11月・運輸支局と自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)についての打合せ
- 12月・大仁東地区(4地区)の世帯を対象にしたアンケート調査を実施
- 令和7年 1月・第5回検討会 (自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の導入をに向けて取組むことを決定)
・地域公共交通会議にて、大仁東地区を「交通空白地」として定める
- 3月・第6回検討会 (自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の運行内容の素案作成)



2

これまでの取組

- 令和7年 4月・浮橋区,田原野区,長者原区,下畑区の、各区において住民説明会
 5月・第1回地域公共交通会議にて、公共ライドシェア実証運行の実施を承認
 ・交通事業者への説明 ・伊豆の国市議会への説明
 6月・第7回検討会（公共ライドシェア実証運行の内容について）
 7月・住民ドライバー説明会
 8月・住民ドライバー説明会
 9月・住民ドライバー講習会（交通空白地有償運送運転者講習）
 10月・住民ドライバー運行管理システム説明会
 11月・公共ライドシェア実証運行（11月10日～12月19日）・住民ドライバー情報交換会
 令和8年 1月・第2回地域公共交通会議 ・住民ドライバー情報交換会
 2月・第8回検討会（公共ライドシェア実証運行の報告について）

大仁東地区における自家用有償旅客運送 （公共ライドシェア）概要

- 実施主体 伊豆の国市
- 運行管理 民間事業者
- 対象地域 浮橋、田原野
長者原、下畑
- 対象人口 777人
（R8,4月現在）



区域の設定

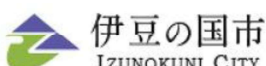
運送の区域は、道路運送法施行規則第51条の4で、地域公共交通会議で協議し定められた区域とし、発地及び着地のいずれかが区域内でなければならぬと規定されています。

(運送の区域)

第五十一条の四

法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域）とする。

2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。



5

区域の設定

【発着地】

- ・大仁東地区内の自宅を乗降場所とする。

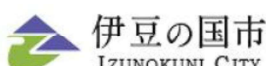


- ・田京駅周辺、順天堂大学静岡病院周辺、アピタ大仁店周辺

①田京駅周辺（つちやクリニック、田京駅、市役所大仁支所、伊豆保健医療センター、矢田眼科、道の駅いずのへそ）

②順天堂大学静岡病院周辺（順天堂病院、市役所本庁舎）

③アピタ大仁店



6

運行日時の設定

運行日時は、道路運送法等で「1日何便以上走らなければならない」や「何時までしか走ってはいけない」という数値規定はありません。そのため、地域の実情と必要性を判断し、ドライバーとなる地域住民が安心して安全に運行できる日時を設定しています。

- 「地域住民のニーズ（必要性）」と「ドライバーの安心安全な運行」の考え方は以下のとおり。
 - ①病院・スーパー等の営業時間に合わせた時間。
 - ②同一ドライバーが、行き・帰りの往復運行ができる時間。
 - ③視界が良好でない日没後の時間帯を避ける時間。

運行日時の設定

- 運行日：平日（月～金）※土日祝は運休
- 運行時間：8時から16時

下り便（自宅 ➡ 田京駅周辺、順天堂大学静岡病院周辺、アピタ大仁店周辺）

①8時 ②9時 ③10時 ④11時 ⑤13時 ⑥14時 ⑦15時 ⑧16時

上り便（田京駅周辺、順天堂大学静岡病院周辺、アピタ大仁店周辺 ➡ 自宅）

①8時 ②9時 ③10時 ④11時 ⑤13時 ⑥14時 ⑦15時 ⑧16時

時刻 地域	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
浮橋 田原野 長者原 下地	下り		1便 ●→	2便 ●→	3便 ●→	4便 ●→		5便 ●→	6便 ●→	7便 ●→	8便 ●→	
			●→	●→	●→	●→		●→	●→	●→	●→	
浮橋 田原野 長者原 下地	上り		●→	●→	●→	●→		●→	●→	●→	●→	

利用料金の設定

利用料金（旅客から収受する対価）は、道路運送法施行規則第51条の15で、実費の範囲内であること、タクシー等の料金を勘案して地域公共交通会議で協議すること、また国土交通省の通知（通達）では、目安としてタクシー料金の8割を上限とすることなどが示されています。

（旅客から収受する対価の基準）

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。

一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。

二 合理的方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

三 当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、地域公共交通会議等において協議が調っていること（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。）。



9

利用料金の設定

【利用料金】

- ・区域内同一料金とする。

1人の場合・・・1,000円

2人以上の場合・・・500円

【支払い方法】

- ・チケット払いとする。
- ・チケットは500円券×10枚つづりを1セットとし、市役所窓口で販売。

【参考（タクシー・バス料金）】

	出発地		目的地	概算料金
タクシー料金（目安）	長者原 1241	亀石峠	田京駅	4,460円
	長者原 1445	長者原公民館		4,370円
	田原野 95-1	田原野公民館		3,110円
	浮橋 900-5	浮橋公民館		3,740円
	下畑 164	下畑公民館		1,850円
	※迎車料金や時間指定料金は加味しておりません			

	出発地		目的地	概算料金
バス料金 (出発地は最寄停留所)	長者原 1241	亀石峠	田京駅	670円
	長者原 1445	長者原公民館		530円
	田原野 95-1	田原野公民館		470円
	浮橋 900-5	浮橋公民館		470円
	下畑 164	下畑公民館		310円
	※現在、「田京駅」経由は上り4便、下り1便のみ。 他の便で田京駅に行く場合は「広瀬公園」で下車			



10

利用者の設定

利用者（旅客）の範囲は、道路運送法第78条で規定されており、地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者と表現されていることから、誰でも利用者に設定することができます。しかしながら、本市においては、地域の実情と既存交通事業者とのすみ分けを考慮して設定しています。

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

利用者の設定

・区域内に住所を有し、事前に利用者登録を済ませた者

その他、利用上の安全措置として以下の要件を加える。

- ・小学生以下が利用する場合には、保護者等が同乗すること。
- ・介助が必要な方が利用する場合には、介助者が同乗すること。
- ・利用者の同伴者には、利用者登録の有無を問わない。

住民ドライバーの設定

住民ドライバー（運転者）は、道路運送法施行規則第51条の16で、第二種運転免許所持者又は第一種運転免許所持者で国土交通大臣が認定する講習を修了していることが規定されています。

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路運送法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者（当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡つて二年以内に停止された者を除く。）であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

住民ドライバーの設定

●ドライバー要件

- ・道路運送法施行規則第51条の16に規定されている者
- ・年齢75歳未満である者
- ・運転免許取得後3年以上経過し、直近1年間無事故である者
- ・任意自動車保険（対物・対人無制限）に加入している者
- ・スマートフォンを保有し、簡易な操作ができる者

●ドライバー報酬

- ・1運行あたり 2,000円

●事故発生時の対応

- ・ドライバーが加入している任意自動車保険で対応する。
ただし、万が一対応できない場合には、市が加入する上乗せして補償する保険で対応する。

(協議第3号)

自主運行バスの退出意向の申し出について

(伊豆の国市企画財政部政策企画課)

1 協議の趣旨

現在運行している自主運行バス（修善寺・大仁駅前－亀石峠線）は、利用者の減少に伴い、減便を余儀なくされ、利便性が乏しくなっています。また、交通事業者においても、運転手の確保、運行経費の高止まりにより、これまでどおりの路線維持が難しい状況です。

そのため、市では代替手段を確保した上で、本路線の退出の意向を申し出るため、当地域交通会議において協議させていただくものです。

なお、承認後は、静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会へ申し出を行います。

2 退出意向時期

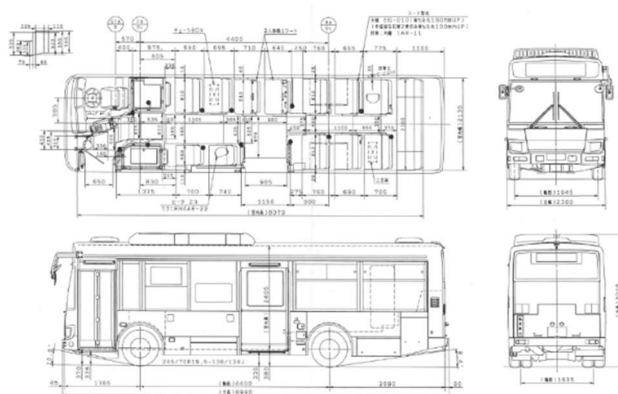
令和9年3月末

3 路線の概要

当該自主運行バスは、修善寺駅から大仁駅前等を経由し、亀石峠を結ぶ路線です。平成11年に民営路線が旧大仁町の自主運行路線として引き継がれました。平成29年に利用促進のため、一部の便で田京駅延伸を実施し、その後、令和5年度、令和7年度に利用者の減少に伴う減便を行い、現在は往復計9便の運行となっています。



車 両：中型路線バス（定員 55 人）



伊豆の国市自主運行バス 修善寺駅～大仁駅～田原野～亀石峠線 時刻表

【修善寺駅→亀石峠方面】

停留所名	①	②	③	④	⑤
修善寺駅		14:34	15:37		
熊坂口		14:44	15:47		
東芝テック		14:45	15:48		
大仁駅前	7:39	14:46	15:49	16:46	17:30
下宿町	7:40	14:47	15:50	16:47	17:31
大仁下	7:41	14:48	15:51	16:48	17:32
吉田上	7:42	14:49	15:52	16:49	17:33
吉田下	7:43	14:50	15:53	16:50	17:34
三福	7:44	14:51	15:54	16:51	17:35
大仁小学校	7:45	14:52	15:55	16:52	17:36
大田京駅	↓	↓	16:00	16:57	17:41
マックスバリュ大仁店前	↓	↓	16:02	16:59	17:43
中央図書館前	↓	↓	16:03	17:00	17:44
広瀬公園	7:46	14:53	16:04	17:01	17:45
三福上	7:47	14:54	16:05	17:02	17:46
山田口	7:48	14:55	16:06	17:03	17:47
旭平	7:49	14:56	16:07	17:04	17:48
下畑	7:51	14:58	16:09	17:06	17:50
下畑西	7:52	14:59	16:10	17:07	17:51
田中山入口	7:53	15:00	16:11	17:08	17:52
茅野	7:55	15:02	16:13	17:10	17:54
さつきヶ丘公園	7:56	15:03	16:14	17:11	17:55
安万路	7:57	15:04	16:15	17:12	17:56
浮橋	8:00	15:07	16:18	17:15	17:59
原入	8:01	15:08	16:19	17:16	18:00
山田口	8:02	15:09	16:20	17:17	18:01
田原野	8:03	15:10	16:21	17:18	18:02
鈴ヶ下	8:05	15:12	16:23	17:20	18:04
長者原西	8:06	15:13	16:24	17:21	18:05
長者原	8:07	15:14	16:25	17:22	18:06
長者原	8:10	15:17	16:28	17:25	18:09
長者原	8:11	15:18	16:29	17:26	18:10
板橋	8:12	15:19	16:30	17:27	18:11
亀石峠	8:13	15:20	16:31	17:28	18:12

【亀石峠→修善寺駅方面】

※土日祝運休

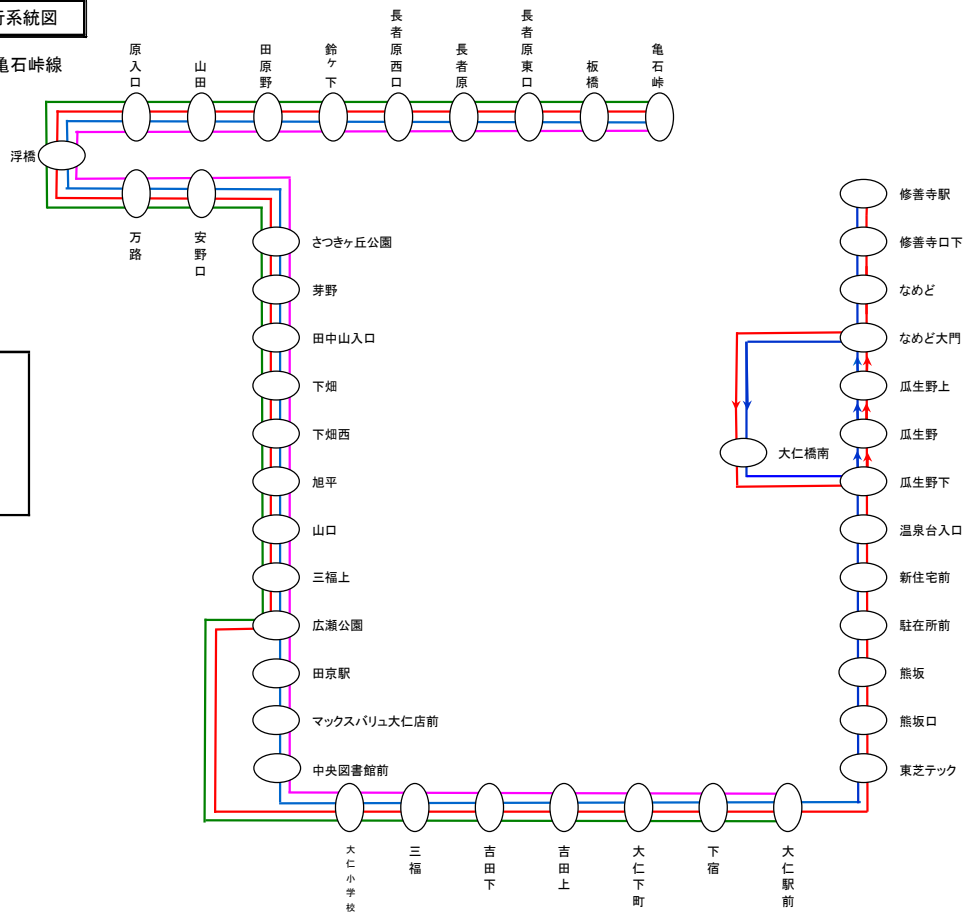
停留所名	⑥	⑦	⑧	⑨
亀石峠	6:58	8:16	15:23	16:34
板橋	6:59	8:17	15:24	16:35
長者原東	7:00	8:18	15:25	16:36
長者原	7:01	8:19	15:26	16:37
長者原西	7:04	8:22	15:29	16:40
鈴ヶ下	7:05	8:23	15:30	16:41
田原野	7:06	8:24	15:31	16:42
山田口	7:08	8:26	15:33	16:44
原入	7:09	8:27	15:34	16:45
浮橋	7:10	8:28	15:35	16:46
万路	7:11	8:29	15:36	16:47
安万路	7:14	8:32	15:39	16:50
さつきヶ丘公園	7:15	8:33	15:40	16:51
野	7:16	8:34	15:41	16:52
田中山入口	7:18	8:36	15:43	16:54
下畑	7:19	8:37	15:44	16:55
下畑西	7:20	8:38	15:45	16:56
旭平	7:22	8:40	15:47	16:58
山田口	7:23	8:41	15:48	16:59
三福上	7:24	8:42	15:49	17:00
広瀬公園	7:25	8:43	15:50	17:01
大田京駅	↓	8:45	↓	↓
マックスバリュ大仁店前	↓	8:46	↓	↓
中央図書館前	↓	8:47	↓	↓
大仁小学校	7:27	8:53	15:52	17:03
三福	7:28	8:54	15:53	17:04
吉田下	7:29	8:55	15:54	17:05
吉田上	7:29	8:55	15:54	17:05
大仁下	7:30	8:56	15:55	17:06
大仁下宿	7:31	8:57	15:56	17:07
大仁駅前	7:32	8:58	15:57	17:08
東芝テック		8:59	15:58	
熊坂口		9:00	15:59	
修善寺駅		9:10	16:09	

伊豆の国市自主運行バス運行系統図

修善寺駅～大仁駅～田原野～亀石峠線

※土・日・祝日運休

- 修善寺駅・亀石峠線
- 修善寺駅・亀石峠線
(田京駅経由)
- 大仁駅前・亀石峠線
- 大仁駅前・亀石峠線
(田京駅経由)



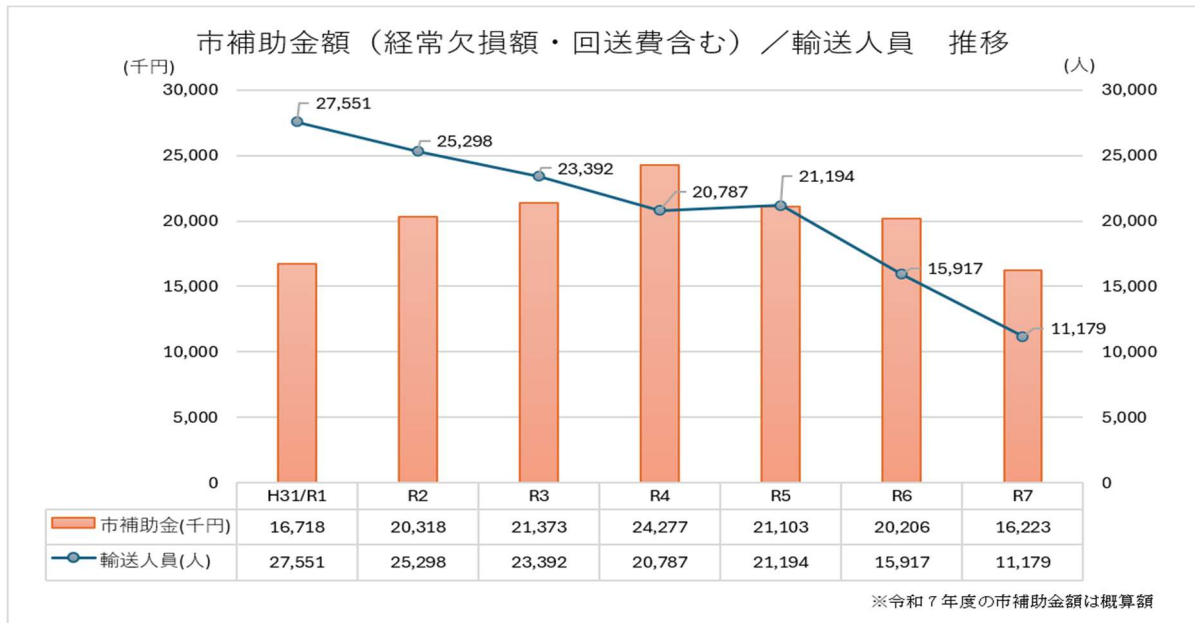
4 運行及び収支の状況

(1) 運行の状況

系統名 (路線名)	運行系統			系統 キロ程 (km)	1日あたりの 運行回数 (回)	運 行 時間帯	平均乗車 密度 (人)	関 係 市町名
	起点	経過地	終点					
修善寺・亀石峠線	修善寺駅	浮橋・長者原	亀石峠	20.3	0.6	14:34~15:23	0.6	伊豆市
修善寺・亀石峠線	修善寺駅	田京駅・長者原	亀石峠	22.4	0.6	8:16~15:37	1.1	伊豆市
大仁駅前・亀石峠線	大仁駅前	浮橋・長者原	亀石峠	16.4	0.9	6:58~16:34	1.0	
大仁駅前・亀石峠線	大仁駅前	田京駅・長者原	亀石峠	18.5	0.6	16:46~17:30	1.3	

(2) 収支の状況

系統名 (路線名)	起 点	年度	運行の状況			収支の状況		
	経過地		実車走行 キロ(km)	運行 日数	乗車人員 (人)	経常費用 (円)	経常収益 (円)	経常欠損額 (円)
	終 点							
修善寺・ 亀石峠線	修善寺駅	5年度	51,338	244	21,194	24,559,096	3,455,236	21,103,860
	大仁駅・田京駅	6年度	51,548	245	15,917	22,780,590	2,574,266	20,206,324
	亀石峠	7年度	41,699	243	11,179	18,342,404	2,118,669	16,223,735



5 利用の状況

(1) 過去3年間の乗降調査結果（令和7年度～令和5年度）

利用者は、1日あたり平均61人、そのうち市内の小中学生が46.7人（76.6%）、市内一般利用者が5.7人（9.3%）、市外利用者が8.6人（14.1%）となっている。

	乗車人数/日			内訳		
	下り (修善寺駅行)	上り (亀石峠行)	合計	小中 学生	市内 一般	市外 利用者
年月						
令和7年6月	27	23	50	42	3	5
令和6年6月	30	39	69	52	7	10
令和5年6月	34	30	64	46	7	11

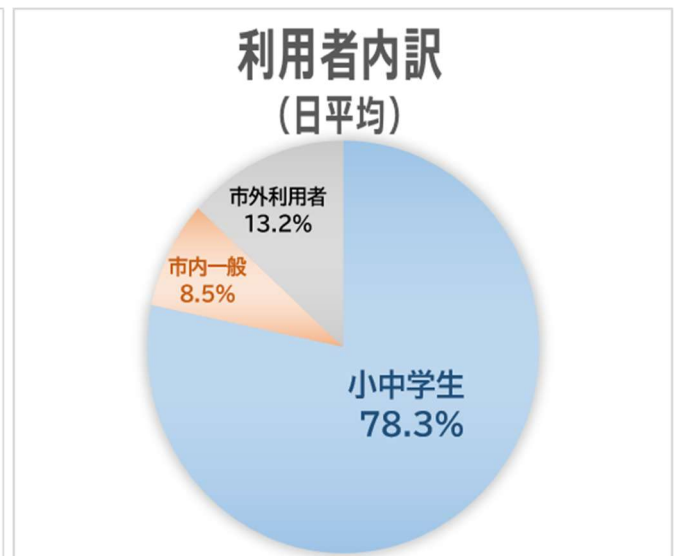
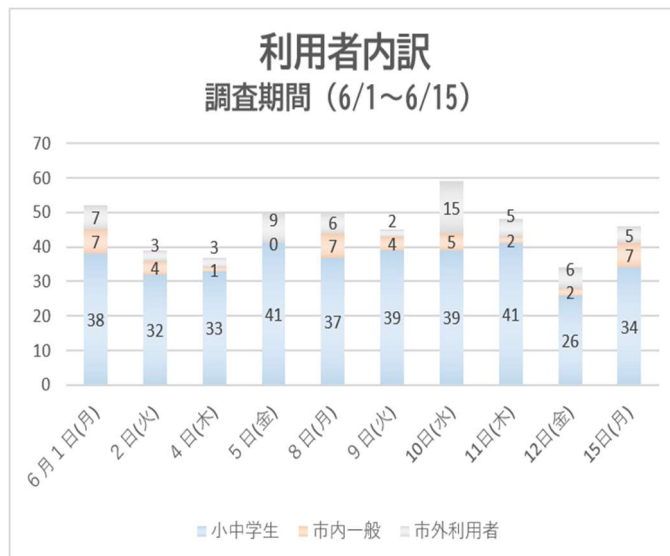
(2) 今年度の乗降調査結果（6月1日～15日の平日10日間）

利用者は、1日あたり平均46人、そのうち市内の小中学生が36人(78.3%)、市内一般利用者が3.9人(8.5%)、市外利用者が6.1人(13.2%)となっている。

	乗車人数/10日間			内訳		
	下り (修善寺駅行)	上り (亀石峠行)	合計	小中学生	市内一般	市外利用者
6月1日～ 6月15日	255	205	460	360	39	61

《内訳》

乗降者数 調査日	実乗降者数/日			特記（利用内訳概要）			
	往路	復路	合計				
	(修善寺駅行)	(亀石峠行)		小中学生	市内一般	市外利用者	合計
6月1日(月)	30	22	52	38	7	7	52
2日(火)	22	17	39	32	4	3	39
3日(水)	運休						
4日(木)	20	17	37	33	1	3	37
5日(金)	23	27	50	41	0	9	50
8日(月)	29	21	50	37	7	6	50
9日(火)	28	17	45	39	4	2	45
10日(水)	31	28	59	39	5	15	59
11日(木)	23	25	48	41	2	5	48
12日(金)	21	13	34	26	2	6	34
15日(月)	28	18	46	34	7	5	46



6 代替手段

自主運行バスに替わる新たな移動手段として、次の2つを導入する。

(1) 通学支援バス

対 象：当該路線を通学のために利用している小中学生

導入時期：令和9年4月（予定）

運 行 日：小中学校の登校日 ※長期休暇中は運休

料 金：無料

運行経路：長者原 - 田原野 - 浮橋 - 下畑 ⇄ 大仁小・大仁中周辺

使用車両：マイクロバス（29人乗り）



保護者への説明会



実証運行の様子

(2) 自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）

対 象：大仁東地区に住所を有する者

導入時期：令和8年10月（予定）

運 行 日：月曜日から金曜日

料 金：1乗車につき、1人の場合1,000円/人、2人以上の場合500円/人

運行経路：大仁東地区内 ⇄ 田京駅周辺・順天堂大学静岡病院周辺・アピタ大仁店

使用車両：自家用自動車（普通車8台、軽自動車3台）



地域住民への説明会



実証運行の様子